建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託

における一抜け方式の試行に関する事務取扱

（趣旨）

第１条　この事務取扱は、建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「測量等」という。）に係る競争入札における一抜け方式の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この事務取扱において、一抜け方式とは、競争入札の落札者の決定に当たり、地元の中小事業者の受注機会の確保や過大受注による業務の品質の低下防止を図るために、一定条件を満たす複数の測量等の入札において、先に落札者となった者をその後に開札する入札から除外し落札者を決定する入札方式をいう。

（適用対象）

第３条　一抜け方式は、一般競争入札で執行する測量等のうち、次に掲げるすべての条件を満たす２件以上の入札が執行される場合に、同一条件の入札に対して適用する。

（１）公告日が同日であること。

（２）開札日が同日であること。

（３）業種が同一であること。

（４）公告における入札参加資格要件が同一であること。

（５）入札参加資格要件の地域要件が「千葉市内に本店を有する者」であること。

（６）公告に一抜け方式の対象案件であることが明示されていること。

（適用除外対象）

第４条　前条の規定に関わらず、次のいずれかに該当する入札は、一抜け方式を適用除外とする。

（１）総合評価落札方式を適用する場合。

（２）予定価格超過により、再度入札となった場合。

（３）予定価格内で有効な入札を行ったものの全てが、先に執行した一抜け方式の落札者のみの場合。

（４）地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される場合。

（５）その他、市の発注を円滑に進めるにあたり、一抜け方式が支障となる場合。

(指名競争入札における一般競争入札に関する規定の準用)

第５条　第３条（第５号を除く。）及び第４条の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、「公告」とあるのは「指名通知」と、「入札参加資格要件」とあるのは「主任技術者の資格」と読み替えるものとする。

（取扱い）

第６条　一抜け方式の適用対象となる入札において、開札順で、先に落札者となった者は、その後に開札した案件において、その者のした入札を無効とする。

（補足）

第７条　この事務取扱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この事務取扱は、令和５年４月１日から施行する。